

「マイナ保険証」の利用で「限度額適用認定証」の申請が不要になります。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、  
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。  
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、  
マイナ保険証をぜひご利用ください。

★★★病院の窓口での支払いを自己負担限度額までにしたいとき★★★

①「限度額適用認定証」を利用

医療機関・薬局等での医療費の支払が高額になる場合に、事前に健保組合に申請し、「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等に提示することでお支払いを自己負担限度額までに抑えるものです。（有効期限があるため更新が必要）

②「マイナ保険証」を利用

マイナンバーカードを保険証とし利用するもので、利用するには、マイナポータル等で申込が必要になります。

※マイナ保険証が利用できる医療機関等では、マイナ保険証を提示し、限度額適用認定証情報の提供に同意することで、限度額適用認定証の提示が不要となり、窓口での自己負担限度額以上の支払いが不要となります。

※マイナ保険証が利用できる医療機関等はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

☆リーフレット（別添）

- ① マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ② マイナンバーカードが保険証として使えます。